

2026年5月

お客さま各位

淡路信用金庫

手形・小切手の振出期限設定および他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了について

平素は、淡路信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、金融界での手形・小切手の電子化への移行方針を踏まえ、新たに下記の取組みを実施することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

実施内容	最終振出期限
手形・小切手に振出期限を設けるもので、2026年9月30日(水)より後に振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。	2026年9月30日(水)

お客さまご自身の現金出金、税金のお支払い等の場合は、振出期限設定の対象外とさせていただきます。

※未使用の手形・小切手用紙の買戻しは行いません。

2. 他行(淡路信用金庫以外の金融機関)を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了

実施内容	受付終了日
他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付を終了いたします。(入金先の口座は当座預金のほか、普通預金、定期預金など各種預金を含みます。)	2026年9月30日(水)

他の金融機関の中には、9月30日より前に受付終了日を設定している先もございます。このため、当金庫の当座小切手を他の金融機関に入金依頼した際、預金への入金を断られる場合もございますので、ご注意ください。

現在実施中の取組み

- 預金払戻請求書により当座預金からの払戻しの取扱い開始
- 手形帳・小切手帳の発行終了および自己宛小切手の発行終了
- 2027年4月以降を期日とする手形・小切手取立の受付終了

代替サービスのご案内

手形・小切手をご利用のお客さまへ代替決済手段としてインターネットバンキング利用による振込みおよび電子記録債権(でんさい)などのご利用を推奨しております。

ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店にお問い合わせください。

以上

今日も楽しい おつきあい



手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応状況について

2027年3月31日手形・小切手の交換終了

対象	手続	2026年										2027年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
振出人	振出	2026年9月30日まで振出可能 最終振出期限日:2026年9月30日									振出不可 × 2026年10月1日以降の振出はできません なお、お客さまご自身の現金出金、税金のお支払い等は、小切手でのお支払いが可能といたします						
	発行	手形帳・小切手帳 発行不可 × 2026年3月31日をもって発行を終了															
	出金	払戻請求書による当座預金からの出金が可能 2025年6月2日より払戻請求書による出金が可能となりました															
受取人	入金	支払地 当金庫	入金可能									入金可能			入金不可 ×		
		支払地 他行	入金可能 2026年9月30日まで									入金不可 ×					
	取立・ 割引	支払地 当金庫	受付可能 ※ただし、支払期日が2027年3月31日までに限る									受付可能			受付不可 ×		
		支払地 他行	受付可能 ※ただし、支払期日が2027年3月31日まで且つ、振出日が支払銀行の設定している振出期限内である手形に限る														